

「協働によるまちづくり」のルール 「八潮市自治基本条例」

市では、平成23年7月1日に施行された「八潮市自治基本条例」に基づき、「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本理念に、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を将来都市像としたまちづくりを進めています。八潮市に住むこと、住み続けることが誇りに思えるようなまちづくりを進めるため、そのルールである「協働によるまちづくり」と「八潮市自治基本条例」について考えてみましょう。

☎市民協働推進課 ☎328

●「協働によるまちづくり」とは？

市がより良いまちになるように、市民や市民活動団体、企業、行政（市役所）などが、お互いに足りないところを補って協力し合い活動することです。皆さんの身近なところでもさまざまな「協働によるまちづくり」が行われています。

身近な協働事業

市民・企業・行政（市役所）が協働して開催する「やしお市民まつり」



八潮市コミュニティ協議会（市民活動団体）とボランティアによる「花植え事業」



この他にも、地域の皆さんが参加できる清掃活動など、さまざまな活動が「協働によるまちづくり」と言えます。このような活動を進めるための基本的なルールが「八潮市自治基本条例」です。

●「自治基本条例」とは？

市民（企業、市民活動団体など含む）が主体となって、市議会や行政（市役所）との協働により、「住みやすい」「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めるために、必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めたものです。

●なぜ「八潮市自治基本条例」が必要なの？

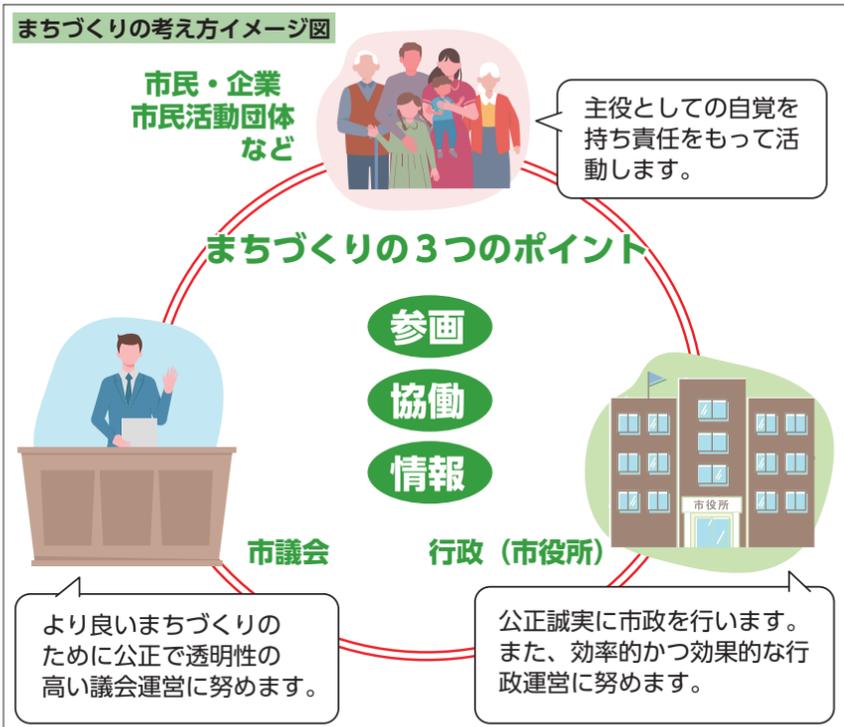
市では、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づくまちづくりを進めています。そのため、市民・市議会・行政それぞれの役割と責務、市民参画や協働の仕組みなど、「八潮市のまちづくり」の基本的なルールを定めた「八潮市自治基本条例」が必要です。

●まちづくりを進めるための3つのポイント（自治の基本原則）

参画：行政が行う取り組みに主体的に関わること。行政は、市民に対して参画の機会を保障します。

協働：市民・市議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、対等な立場で協力すること。

情報：市民・市議会・行政は、情報を共有します。また、市議会・行政は、市民に対して迅速かつ適切に情報を公開します。



「八潮市自治基本条例」について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

また、「生涯学習まちづくり出前講座」でわかりやすく紹介しています。ぜひご活用ください。

「八潮市自治基本条例」を検証します

令和4年度は、公募市民や学識経験者、市民団体代表を委員とする「八潮市自治基本条例検証委員会」を設置し、施行から3回目となる検証を行います。会議の傍聴や審議結果など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

令和4年度

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中、原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等への支援として、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します。

☎社会福祉課 ☎246

【支給対象となる世帯】 次のいずれかに該当する世帯

- ①基準日（令和4年6月1日）において、八潮市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）
- ※①②ともに、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯は対象外です。

【給付額】

1世帯当たり10万円(1世帯1回限り。①②の重複受給はできません)

【申請手続き】

- ①に該当する世帯→7月8日に確認書を発送しました。必要事項を記入のうえ、10月8日までに郵送で社会福祉課へ。
- ②に該当する世帯→7月11日から12月28日までに申請が必要です。申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

八潮市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-187-666 (受付日時＝平日 午前8時30分～午後5時15分)

駅前出張所からのお知らせ

駅前出張所で行っている窓口サービスについてご案内します。

☎駅前出張所 ☎999-0840、パスポートコーナー ☎932-8010

●窓口業務時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後7時
※午後5時以降は取り扱えない業務（他市町村、関係機関などに照会を伴う場合など）がありますので事前にお問い合わせください。

●取り扱い業務

- ・各種手続き（住民異動、戸籍関係、国民健康保険、こども医療関係、児童手当関係など）
- ・証明書の発行（住民関係、戸籍関係、税関係）
- ・市税の納付
- ・パスポートの申請および交付（市に住民登録のある方）

パスポート取り扱い時間

	曜日	時間	場所
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	パスポートコーナー
交付	月～金曜日	午前9時～午後7時	
	日曜日	午前9時～午後1時	八潮メセナ・アネックス

※申請手数料などについては、パスポートコーナーへお問い合わせください。

●マイナンバーカードの受け取り

受け取りを希望する日の2営業日前までに、駅前出張所へ電話で予約をしてください。

その他、内容によって受付できない業務があります。詳しくは、駅前出張所へお問い合わせください。